

長瀬町シンボルマーク 使用ガイドライン



はつらつ 長瀬

長 瀬 町

－ 目 次 －

1. シンボルマークの設定.....	1
2. シンボルマークの意義.....	1
3. 町章との違い.....	1
4. シンボルマークのデザイン.....	2
5. シンボルマークの使用.....	3
6. シンボルマークを使用する際の留意点.....	4
7. 長瀬町シンボルマーク使用取扱要綱.....	5

1. シンボルマークの設定

シンボルマークの設定に当たっては、「人も社会も自然もすべてが健康ではつらつとしているまち」をイメージする作品を、新聞・雑誌等を通じて全国に公募したところ、797点の応募がありました。

応募された作品の中から、「ながとろイメージアップ推進会議」の選考等を参考に、専門家の評価や表現方法、デザイン感覚などを総合的に判断した上で決定し、平成5年6月に発表しました。

2. シンボルマークの意義

シンボルマークは、平成5年5月に策定された「長瀬町イメージアップ基本計画」の目標である「人も社会も自然もすべてが健康ではつらつとしているまち はつらつ長瀬」を表現し、その実現に向けたマークとして設定されました。

人口減少時代に突入した現在、持続可能なまちづくりを実現するために、町民と行政が一体となって人も社会も自然もすべてが健康ではつらつとしているまちづくりを進めていくためのシンボルとして、様々な場面においてシンボルマークを広く活用してまいります。

3. 町章との違い

町章は長瀬町を象徴するものであり、「長瀬町章及び長瀬町旗の制定及び使用に関する規則（昭和47年長瀬町規則第6号）」により定められ、公式的なものに使用しています。

これに対し、シンボルマークは「はつらつ長瀬」実現のためのシンボルとして、町広報誌、封筒、及びパンフレット等で幅広く活用するとともに、各種団体、町民の皆様にも活用いただけます。

4. シンボルマークのデザイン



	①の部分	②の部分	文字の部分
指定色	DIC157	DIC172	BL100%
4色	Y70%+M100%	Y100%+C80%	
単色	BL100%	BL60%	

このシンボルマークは「人も社会も自然もすべてが健康ではつらつとしているまち」をイメージしているものです。なお、シンボルマークは標語「はつらつ長瀬」と一対で使用することとします。

①長瀬の頭文字「ナ」の字をモチーフに、はつらつと活躍する町の姿（人が手を広げている姿、鳥が飛び立つ姿、荒川の清流の波しぶき）をイメージしています。

②だ円は、バランスを表現することで人や町の調和をイメージしています。

③色は赤と緑で表現されており、赤色ははつらつと活力ある町を、また、緑色は緑豊かな自然をイメージしています。

5. シンボルマークの使用

シンボルマークは、どなたでも使用することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは使用することができません。

- ・町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- ・商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録をする等、シンボルマークを独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- ・法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ・特定の政党又は宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ・前条に規定するシンボルマークのデザインを改変して使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- ・その他シンボルマークの使用が適当でないと認められるとき。

また、シンボルマークを使用するときはあらかじめ町長の承認が必要ですが、次のいずれかに該当するときは、承認は不要です。

- ・個人が営利を目的とせずに使用するとき。
- ・町が主体となって実施する事業又は業務等で使用するとき。
- ・国又は都道府県の公的機関等が主体となって実施する事業又は業務等で使用するとき。
- ・町内の小学校又は中学校が教育等の目的で使用するとき。
- ・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- ・その他町長が別に定める目的で使用するとき。

※営利企業等が商品のパッケージに利用する場合等は、あらかじめ町長の承認が必要ですので、承認の申請をしてください。

6. シンボルマークを使用する際の留意点

シンボルマークのデータは、長瀬町ホームページからダウンロードしてご利用ください。ファイルはPNG形式です。他のファイル形式が必要な場合は、お問い合わせください。

また、大きさは、縦横の比率を維持したまま拡大又は縮小することにより調整してください。

なお、デザインの変更しての利用は絶対にしないでください。



はつらつ 長瀬



はつらつ 長瀬



はつらつ 長瀬



はつらつ 長瀬

7. 長瀬町シンボルマーク使用取扱要綱

令和元年9月12日長瀬町告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長瀬町シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークのデザイン)

第2条 シンボルマークのデザインは、別図第1及び別図第2とする。

(シンボルマークの使用)

第3条 何人もシンボルマークを使用することができる。ただし、次の各号に掲げるときは、シンボルマークを使用してはならない。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録をする等、シンボルマークを独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党又は宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前条に規定するシンボルマークのデザインを改変して使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (6) その他シンボルマークの使用が適当でないと認められるとき。

(使用承認)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、その使用についてあらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人が営利を目的とせずに使用するとき。
- (2) 町が主体となって実施する事業又は業務等で使用するとき。
- (3) 国又は都道府県の公的機関等が主体となって実施する事業又は業務等で使用するとき。
- (4) 町内の小学校又は中学校が教育等の目的で使用するとき。

(5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(6) その他町長が別に定める目的で使用するとき。

2 前項の規定によりシンボルマークの使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始する日の10日前までに、長瀬町シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、長瀬町シンボルマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、シンボルマークの使用承認に当たり、条件を付することができる。

5 シンボルマークの使用承認期間は、最長2年間とする。

（遵守事項）

第5条 前条の規定によりシンボルマークの使用承認を受けた者（以下「使用承認者」という。）は、その使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第3条各号に該当しないこと。

(2) 使用承認を受けた内容により使用すること。

(3) 使用承認者は、シンボルマークを使用した物品及び作品等（以下「使用物品等」という。）を作成したときは、遅滞なく当該使用物品等を町長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるときは、写真その他当該使用物品等の使用状況が確認できる物の提出をもって、これに代えることができる。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、この要綱の規定に基づき使用すること。

（承認内容の変更）

第6条 使用承認者が、承認された内容を変更しようとするときは、長瀬町シンボルマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、長瀬町シンボルマーク使用変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により使用承認者に通知するものとする。

3 町長は、シンボルマーク使用の変更承認に当たり、条件を付することができる。

4 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(権利)

第7条 シンボルマークの使用に関する一切の権利は町に属する。

- 2 シンボルマークを使用する者は、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録をする等、シンボルマークを使用した著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 使用承認者は、シンボルマークの使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用料)

第9条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用の差止め等)

第10条 町長は、シンボルマークの使用が第3条各号に該当すると認められるときは、シンボルマークを使用する者（使用承認者を除く。以下この項において同じ。）にその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、シンボルマークを使用する者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- 2 町長は、使用承認者が第5条の規定を遵守しなかったと認められるときは、当該使用承認者に長瀬町シンボルマーク使用承認取消通知書（様式第5号）を交付し、その承認を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により使用承認を取り消された者は、同項の規定による通知を受理した日から、当該使用物品等を使用することができない。
- 4 町長は、請求等又は使用承認の取消しにより生じる損害の賠償責任を一切負わない。

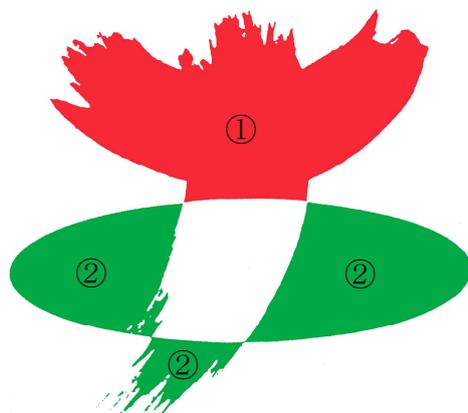
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図第1

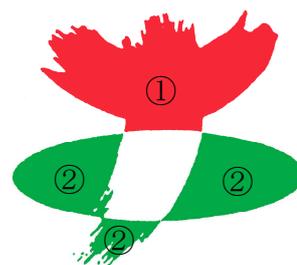


はつらつ 長瀬

	①	②	文字
指定色	DIC157	DIC172	BL100%
4色	Y70%+M100%	Y100%+C80%	
単色	BL100%	BL60%	

別図第2

はつらつ 長瀬



	①	②	文字
指定色	DIC157	DIC172	BL100%
4色	Y70%+M100%	Y100%+C80%	
単色	BL100%	BL60%	

様式第2号（第4条関係）

長瀬町シンボルマーク使用承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

長瀬町長 印

年 月 日付けで申請のありました長瀬町シンボルマークの使用については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して承認します。

(1) 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(2) その他

2 承認しません。

理由

様式第3号（第6条関係）

長瀬町シンボルマーク使用変更承認申請書

年 月 日

長瀬町長 へ

申請者 住 所
事 業 所 名
代表者職・氏名 ⑩
電 話

年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

様式第4号（第6条関係）

長瀬町シンボルマーク使用変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

長瀬町長 印

年 月 日付けで申請のありました長瀬町シンボルマーク使用の変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して承認します。

2 承認しません。

理由

様式第5号（第10条関係）

長瀬町シンボルマーク使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

長瀬町長 印

年 月 日付けで承認したシンボルマークの使用については、下記の理由により承認を取り消します。

記

1 理由

【問い合わせ】

長瀬町役場 企画財政課

郵便番号 369-1392

住 所 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

T E L 0494-66-3111

F A X 0494-66-0894

E-mail kikaku@town.nagatoro.saitama.jp